

# 「幻の安土城」復元プロジェクト～安土城「天主」復元の方向性と方法～【概要版】

## 1. 「幻の安土城」復元プロジェクト 主旨と目的

- ①復元に向けて安土城の実像の解明と保全事業
- ②安土城見える化の検討～安土城復元の方向性と方法を多角的かつ幅広い観点から検討。史跡を保護しながら文化財として価値を高め、その魅力を広く発信。  
→地域振興・滋賀のブランド力向上
- ③復元に向けての機運醸成事業

## 2. 安土城「天主」復元の方向性と方法の検討について

『文化財保護法』(参考資料1)および『史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準』(令和2年4月17日 文化庁文化財審議会文化財分会決定 以下『基準』とする 参考資料3)を遵守

用語の定義

再現

復元	往時の規模・構造・形式を忠実に再現
復元的整備	外観を忠実に再現しつつ内部を一部変更して再現。往時の意匠・形態が一部不明確な場合に、構造等を一部変更して再現
その他の再現	復元・復元的整備以外の再現
適切な再現とは言えない再現	史跡全体の理解に資さない再現～意匠・形態が全く分からないもの調査が不十分なもの

## 3. 4つの復元案

	第1案	第2案	第3案	第4案
	史跡等における歴史的建造物として「復元」する案	史跡等における歴史的建造物として「復元的整備」する案	現地(史跡地)以外の場所に「再現」する案	デジタル技術を応用し「再現」する案
定義・説明	今は失われて原位置に存在しない建築物その他の工作物の遺跡に基づき、当時の規模・構造・形式等により、遺跡の直上に当該建造物その他の工作物を再現する行為(『基準』)	今は失われて原位置に存在しない建築物その他の工作物を遺跡の直上に、下記ア・イのいずれかにより再現する行為(『基準』) ア. 史跡等の利活用の観点等から、規模、材料、内部・外部の意匠・構造等の一部を変更して再現すること イ. 往時の歴史的建造物の規模、材料、内部・外部の意匠・構造等の一部について、史資料が十分に揃わない場合に、それらを多角的に検証して再現すること	戦前から広く行われている。 一般的によく知られている「天主」と呼ばれる近代建築物(「模擬天主」)がこれに該当 全国に200件近く存在。 コンクリート造りがほとんど。展望台・郷土資料館等観光施設・娯楽施設として利用	最先端技術を応用し、デジタルを使って様々な形で復元 AR: 現実世界に仮想物を付加する拡張現実(Augmented Reality) VR: CGで作られた仮想現実の視覚的体験(Virtual Reality) MR: 総合的な仮想空間を作り実際に体験する仕組(Mixed Reality)
課題	・『基準』について～適用の可否については別表参照 ・行政的課題～所有者の権利尊重・関係法令(都市計画法・建築基準法・消防法・森林法・自然保護法)の遵守 ・推定500億を超える建築費用	・『基準』について～適用の可否については別表参照 ・「復元」ができない現状では復元案を一部変更して「復元的整備」をすることはできない ・規模、構造等についてほぼすべてが学術的な調査を尽くしても史資料が十分に揃わず、「復元的整備」はできない	・文化財の保護・保存・活用として検討することではないため、新たな担い手にゆだねる ・文化財的価値はないため、安土城の価値としては誤解を招きやすいというマイナス面	・技術革新が日進月歩 ・機器の更新、データの更新を頻繁に行う必要
効果	・国民が文化財の価値を享受することにつながる ・史跡の価値を補うものとして有効 ・魅力向上につながり、文化財の積極的活用につながる	・復元ではできない便益施設の付加やバリアフリーが可能になり、利活用の点で有効 ・不明な部分を補うことで復元に近づけることになり、史跡の本質的価値を位置づけられる	・文化財的課題はないため、学術的完成度、復元する場所、意匠・材質等を問われることはない。自由な場所に自由な形で再現・表現することが可能 ・自由度があり、活用が容易 ・まちづくりや観光振興、経済活性を図ることができる	・エンターテインメント性のある判り易い情報伝達が可能 ・実物復元に課題が多いものや困難なものも実験的に応用が可能 ・データの再現・復元・訂正が容易で、新しい情報を公開し続けることが可能 ・遺跡に直接手を加えるものではないため、特別史跡の遺構に影響を与えず、保護が可能
今後の取組	さらに年数をかけ課題解決に向けた調査・研究を継続	復元が前提となるため、第1案と同様、さらに年数をかけ課題解決に向けた調査・研究を継続	県は行政として取り組むことができる範疇を明確にし、必要に応じた協力等を検討	デジタル復元やネットワーク構想等を策定し、ソフト開発と実現に向けた取り組みを進める

## 別表 歴史的建造物の復元と復元的整備の定義と基準

「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」（令和2年4月17日 文化審議会文化財分科会決定）より

	定義	基準	安土城への適用		
復元	<p>今は失われて原位置に存在しない建築物その他の工作物の遺跡に基づき、当時の規模（桁行・梁行等）・構造（基礎・屋根等）・形式（壁・窓等）等により、遺跡の直上に当該建造物その他の工作物を再現する行為をいう。</p>	<p>基本的事項</p> <p>ア 本質的価値の理解にとって有意義であること。</p> <p>イ 本質的価値を理解する上で不可欠の遺跡の保存に十分配慮したものであること。</p> <p>ウ 復元以外の整備手法との比較衡量の結果、当該史跡等の理解・活用にとって適切かつ積極的意味を持つと考えられること。</p> <p>エ 保存活用計画または整備基本計画において、歴史的建造物の復元について、下記の観点から整理されていること。</p> <p>① 復元の対象とする歴史的建造物の遺跡が史跡等の本質的価値を構成する要素として特定されていること</p> <p>② 当該史跡等の歴史的・自然的な風致・景観との整合性が示されていること</p> <p>③ 復元後の管理の方針・方法が示されていること</p>	<p>可</p> <p>不可</p> <p>議論により可</p> <p>可</p>		
		<p>技術的事項</p> <p>ア 次の各項目の資料により、復元する歴史的建造物が遺跡の位置・規模・構造・形式等について十分な根拠をもち、復元後の歴史的建造物が規模・構造・形式等において高い蓋然性をもつこと。</p> <p>① 発掘調査等による当該歴史的建造物の遺跡に関する資料</p> <p>② 当該建造物が別位置に移築され現存している場合における当該建造物の調査資料</p> <p>③ 歴史的建造物が失われる前の調査・修理に係る報告書・資料等</p> <p>④ 歴史的建造物の指図・絵画・写真・模型・記録等で、精度が高く良質の資料</p> <p>⑤ 現存する同時期・同種の建造物、又は現存しない同時期・同種の建造物の指図・絵画・写真・模型・記録等の資料</p> <p>イ 復元に用いる材料・工法は同時代のものを踏襲し、かつ当該史跡等の所在する地方の特性等を反映していること。</p>	<p>不可</p> <p>不可</p> <p>不可</p> <p>不可</p> <p>不可</p> <p>復元が可であれば可</p>		
		<p>配慮事項</p> <p>ア 防災上の安全性を確保すること。</p> <p>イ 復元のための調査内容、復元の根拠、経緯等を報告書により公開し、その内容を復元後の歴史的建造物で掲出するとともに、それぞれについて文化庁に報告すること。特に複数の案があった場合は、他の案の内容、当該案選択に係る検討の内容、復元の内容等を記録に残し、正確な情報提供をすること。</p>	<p>可</p> <p>不可</p>		
		<p>「復元」の基準の基本的事項と配慮事項を準用する。</p>	<p>復元と同じ</p>		
		復元的整備	<p>今は失われて原位置に存在しない建築物その他の工作物を遺跡の直上に、次のいずれかにより再現する行為をいう。</p> <p>史跡等の利活用の観点等から、規模、材料、内部・外部の意匠・構造等の一部を変更して再現すること</p> <p>往時の歴史的建造物の規模、材料、内部・外部の意匠・構造等の一部について、史資料が十分に揃わない場合に、それらを多角的に検証して再現すること</p>	<p>手順</p> <p>ア 保存活用計画または整備基本計画において、歴史的建造物の復元的整備について以下の観点から整理されていること。</p> <p>① 復元の対象とする歴史的建造物の遺跡が史跡等の本質的価値を構成する要素として特定されていること</p> <p>② 復元的整備の目的及び効果が合理的かつ史跡全体の保存・活用の推進に寄与するものであること</p> <p>③ ②の目的及び効果を実現するための具体的な復元的整備案が示されていること</p> <p>④ 当該史跡等の歴史的・自然的な風致・景観との整合性が示されていること</p> <p>⑤ 復元的整備後の管理の方針・方法が示されていること</p>	<p>可</p> <p>不可</p> <p>不可</p> <p>不可</p>
				<p>イ 本質的価値を理解する上で不可欠の遺跡の保存に十分配慮したものであること。</p> <p>ウ 復元的整備を行う歴史的建造物について、具体的な規模・構造・形式等を多角的に検証・実施できる体制を整備し、検討を行い、関係者間において合意が形成されていること。</p> <p>エ 復元の基準—技術的事項に沿って往時の規模・構造・形式等や材料・工法を検証し、それを採用しない部分については、史跡等の理解促進や史跡等の保存・活用の効果と比較衡量すること。</p>	<p>不可</p> <p>不可</p> <p>不可</p>
				<p>留意事項</p> <p>ア 不明確な部分や一部構造等を変更した構造部については、その旨を明示すること</p> <p>イ 不明確な部分や一部構造等を変更した構造部については、再現に当たって採用した意匠・構造について、その経緯及び考証を明示すること</p> <p>ウ 復元的整備された歴史的建造物に付加する便益施設については、重要個所を避けるなど配慮すること</p> <p>エ 復元的整備後には文化庁に報告するとともに、継続的に効果を検証し、報告を行うこと</p>	<p>復元が可であれば可</p>

# 「幻の安土城」復元プロジェクト

## ～安土城「天主」復元の方向性と方法～

### 1、「幻の安土城」復元プロジェクトについて

#### 主旨と目的

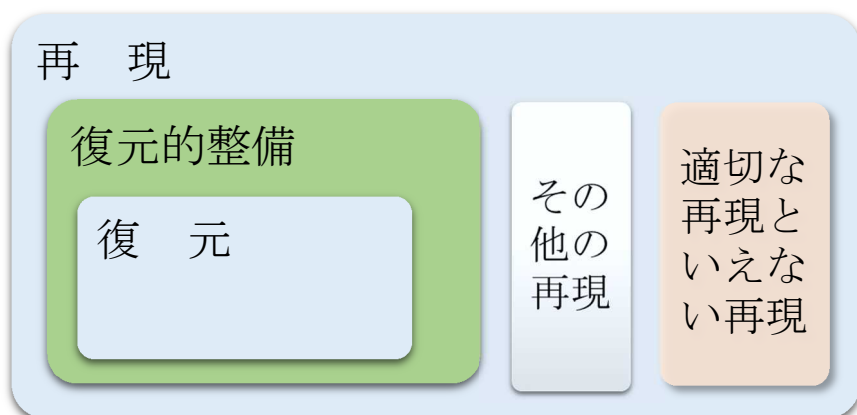
- 特別史跡安土城跡は、世界的にも高い知名度を誇る戦国時代の城ですが、その実像については、まだまだ謎に包まれている部分が多いことはよく知られているとおりです。
- このため滋賀県では、安土城の実像を明らかにし、目に見える形で復元することで安土城への注目を集めて、文化財の活用を図ることを目的に、「幻の安土城」復元プロジェクトをスタートさせ、令和8年度の「安土城築城450年祭」に向けた取り組みを実施しています。
- プロジェクトは、①復元に向けて安土城の実像の解明と保全事業、②安土城見える化の検討、③復元に向けての機運醸成事業を三本柱として実施しています。
- このうち、②安土城見える化の検討では、安土城復元の方向性と方法について多角的かつ幅広い観点から検討することとし、史跡を保護しながら文化財として価値を高め、その魅力を広く発信することで、あらためて安土城への関心を高め地域振興や滋賀のブランド力の向上に寄与することを目的としています。

### 2、安土城「天主」復元の方向性と方法の検討について

- 安土城の価値は、「天主」だけにとどまらずその全体構造にも大きな価値がありますが、ここでは、最も期待感の高い「天主」の復元について、その方向性と方法について、プロジェクトとして検討を進めてきましたので、その内容について以下に大別した「**4つの案**」として提示します。
- 案をまとめるにあたっては、安土城が昭和27年に特別史跡に指定され史跡地内であり、復元を行うに当たっては文化財保護法(参考資料1)の趣旨に則った取り扱いが必要であるため、先ごろ文化庁から示された『史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準(令和2年4月17日)』(以下「**基準**」 参考資料3)を遵守し、また、過去の復元検討の経過や国内の天守復元の現状と取り組み等を分析しました。

『史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準(令和2年4月17日)』(以下「基準」)とは。

- ・文化庁では、「史跡等の価値を次世代へ確実に伝える役割を担い育てる」という基本方針のもと、「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について」(平成29年12月)答申を行いました。
- ・その一環として、『史跡等における歴史的建造物の復元の在り方に関するワーキンググループ 天守等の復元の在り方』(令和元年8月)がとりまとめられました。
- ・そのなかで、史跡の中で従来「**再現**」(史跡全体の価値の理解に資する再現)とされてきたものを、  
「復元」(往時の規模・構造・形式を忠実に再現)  
「復元的整備」(利活用の観点から、外観を忠実に再現しつつ内部の意匠・構造の一部を変更して再現、もしくは往時の意匠・形態が一部不明確な場合構造等について一部変更する場合)  
「その他の再現」(「復元」、「復元的整備」以外の再現)  
の三つに分類し、さらに、「適切な再現といえない再現」(意匠・形態が全く分からないもの、調査により意匠・形態等に関する史資料発見の可能性があるにも関わらず、その作業が明らかに不十分なものなど、史跡全体の理解に資さない再現)を加えた基本的な考え方が明示されたもので、これまで明確ではなかった指針・基準が示されました。
- ・これにより、史跡地内での、歴史的建造物の復元に当たっては、許可を得るために、これらの基準を満たす必要が生まれています。



### 3、4つの復元案

#### 第1案 史跡等における歴史的建造物として「復元」する案

##### 【定義】

- ◆「今は失われて原位置に存在しないが、史跡等の保存活用計画又は整備基本計画において当該史跡等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代の建築物その他の工作物の遺跡(主として遺構。以下「遺跡」という。)に基づき、当時の規模(桁行・梁行等)・構造(基礎・屋根等)・形式(壁・窓)等により、遺跡の直上に当該建築物その他の工作物を再現する行為」(「基準」)をいいます。

##### 【基準】

- ◆文化庁が示している「基準」については参考資料3をご参照ください。

##### 【進め方】

- ◆復元が適当であるか否かを、個別案件ごとの具体的な復元の計画・設計の内容が記載された資料に基づいて、国が総合的に判断するため、全項目の基準を満たすことを証明する資料を作成し文化庁が設置する「歴史的建造物群等の復元の取扱いに関する専門委員会」に提出し、これが審議され、文化審議会の許可を得ることになります。

#### 案に対する課題

- ◆文化庁が示す「基準」について(摘要の可否については別表参照)

##### 《 基本的事項 》について

- ・「ア」については、「当該史跡等の本質的価値の理解にとって有意義であること」とされています。  
☞安土城天主は史跡の中心的な価値を有しているものであり、あらためて価値の位置づけをすることはできるものと考えられ、基準を満たすことができると考えられます。
- ・「イ」については、「遺跡の保存に十分配慮したものであること」とされています。  
☞これについては、以下「天守台の保存」についてで示した理由により現時点で基準を満たすことができません。
- ・「ウ」については、「復元以外の整備手法との比較衡量の結果、国民の当該史跡等の理解・活用にとって適切かつ積極的意味をもつと考えられること」とされています。  
☞今後ともさらなる議論が必要ですが、議論により一定、基準を満たすことは可能と考えられます。

## 「天主台の保存」について

- ・残存する遺構は、一度失われると二度と取り返しのつかない再現不可能で、不可逆なものであることから、「復元」にあたっては、史跡等の遺構を破壊しないということが大前提とされているためこの基準が設けられています。
- ・これらのことは、世界憲章等（参考資料2）でも世界標準となっており、文化財保護の観点から、現存する遺跡を破壊して現代構造物をつくることは許されていません。
- ・したがって、「復元」する建造物や関連工事によって、天主の礎石や地下遺構、天主台の石垣など、史跡の一部を破壊したり、損傷したりすることができないので、遺跡に影響を与えない形で「復元」する方法を確立する必要があります。
- ・しかしながら、地震大国日本では、阪神大震災以来、耐震・防火、バリアフリー等の建築基準が厳しく、人が立入れるような公開施設として、安土城のような高さ40mを超えるような七階建ての木造建造物を当時の姿で遺跡の上に「復元」することは、天主台の内部を破壊し、コンクリート基礎やコンクリート杭で据える以外手立てがないと考えられ、現時点では「基準」を満たすことができません。

※名古屋城や熊本城などは、過去にコンクリート天守を建設するため、礎石等の地下遺構にコンクリート支持パイルやコンクリート基礎打ちを行っているため、すでに遺跡が破壊されています。近年これらの反省の元にこの基準が設けられています。

- ・「エ」については、「保存活用計画又は整備基本計画において、当該史跡等の保存管理・整備活用に関する総合的な方向性が示され、歴史的建造物の復元について整理されていること」とされています。
  - ☞今後、有識者会議を設置し、保存活用計画又は整備基本計画として策定することが可能で、基準を満たすことができます。

## 《 技術的事項 》について

- ・「ア」については、「各項目の資料により、復元する歴史的建造物が遺跡の位置・規模・構造・形式等について十分な根拠を持ち、復元後の歴史的建造物が規模・構造・形式等において高い蓋然性をもつこと」とされています。各項目は以下のとおりです。
- ・「①」については、「発掘調査等による当該歴史的建造物に関する資料等」とされています。
  - ☞天主台については昭和15・16年、平成12・13年の二度にわたる発掘調査を実施しており、報告書として刊行しています。ただし、天主が倒壊したといわれている地域については、未発掘となっており、焼失した天主そのものの資料の残存状態については確認していませんので、基準を満たしていません。
- ・「②、③」については、「別位置に移築して残存している場合」、「失われる前の調査資料等」とされています。
  - ☞安土城は、完成後わずか3年後に焼失しており、移築もないため該当しません。

- ・「④」については、「指図・絵画・写真・模型・記録等で、精度が高く良質の資料」とされています。

⇒以下「安土城天主に関する資料」について示したとおり、安土城の場合「記録」以外のものが存在しません。新たな資料が発見されるなど研究に進展がない限り、現時点では、「基準」をみたすことができません。

### 「安土城天主に関する資料」について

- ・幕府が城を管理するために、藩に作成や保管を命じていた、建築・改修図面や雛形模型などの資料、写真技術が発達した幕末まで存続していた近世城郭などとは違い戦国時代の城郭建築の資料は全く残っていないのが現状です。

- ・「安土城天主」の場合、残されているのは以下の資料だけです。

#### ①『信長公記』「安土城御天主の次第」の記述

信長の家臣太田牛一がのちに書き記した信長の伝記で、各階の柱の数や間取り、各部屋の配置と襖絵の画題などが文字で記されています。

#### ②『フロイス「日本史」』、『イエズス会日本年報』、『耶蘇会士日本通信』の記録

来日していた宣教師が見た外観等のイメージが文字で記されています。

#### ③「安土山図屏風」

信長が、帰国するバリニャーニに贈った屏風で、後に天正遣欧使節によりローマ教皇グレゴリオ13世に送り届けられ、バチカン地図の廊下に掲げられたもので右隻に安土城、左隻に安土城下町が詳細に描かれているというものです。しかしながら、その存在は現在も確認されていません。

#### ④加賀藩作事奉行・同大工頭池上家伝来「天守指図」（静嘉堂文庫所蔵）

内藤昌氏が昭和44年に日本の伝統建築に関する技術書の全国調査を実施されたおりに発見された図。「天守指図」とのみ記載されており、安土城天主の図であるという証拠に欠けるものです。多角形の石垣の形が安土城天主と酷似している点から氏が安土城のものとして位置付けている資料です。この図自体が原本ではなく、後世に写されたものであるため、後に、他の復元案者から偽作史料である、これ自身が復元案であるなど史料批判がなされているもので信憑性に疑義がある資料です。

- ・「⑤」については、「同時期・同種の建造物、又は現存しない同時期・同種の指図・絵画・模型・記録等の資料」とされています。

⇒「安土城天主」は天下無双といわれており、城郭史上のエポック、唯一無二の建造物であり他に類例がないとされています。そのため求められるような「同時期・同種の建造物」は存在しません。また、現存しない同時期・同種の建造物の指図絵画・写真・模型・記録等の資料は存在しないため基準を満たすことができません。

- ・「イ」については、「復元に用いる材料・工法は同時代のものを踏襲し、地方の特性等を反映していること」とされています。
- ☞「復元」するに足る資料があれば検討することが可能です。

## 《 配慮事項 》について

- ・「ア」については、「防災上の安全性を確保すること」
- ☞設計案の中で検討することが可能です。
- ・「イ」については、「復元のための調査内容、復元の根拠、経緯等を報告書により公開するとともにその概要を復元後の歴史的建造物の内部又はその周囲に掲出し、それについて文化庁に報告すること。特に復元に係る調査研究の過程で複数の案があった場合には、検討の内容、復元の内容等を必ず記録に残し、正確な情報提供に支障が生じないようにすること」とされています。
- ☞復元案に複数案がある場合は、真実性に基づいた案の一本化、正当化が必要です。複数案からの一本化を図ることができれば、報告書による公開、現地での掲出等は可能ですが、これまでの天主復元研究の進捗を踏まえると、現時点で真実性のある案として、案の一本化をはかることは難しいのが現状です。

### 「安土城天主の復元案の現状」について

- ・「安土城天主」の復元については現時点で30を超える二次元等の再現イラストが出回っています。
- ・このうち、建築家による復元案は、6案ほどありますが、いずれも限られた同じ文献等の資料をもとにした復元案でありながら、外観・内観とも全く違う形のものとして提案されています。
- ・提案者の多くが死去されていることもあり、複数案の比較検証や、そこからの案の一本化など、高い蓋然性を持たせた案の一本化を図ることは残念ながらできない、できていないのが現状です。
- ・いずれにしても、どの案も資料を持った論証はされていますが、外観・内装等ともに復元者による推測で想像復元された域を出ないものであり、現時点では真実性を担保できていない状況にあります。

- ◆その他、行政的課題として、民法、文化財保護法に則り、所有者に対する所有権・財産権の尊重が必要で復元に対する同意も必要となります。  
また、その他関係法令(都市計画法、建築基準法、消防法、森林法、自然保護法)の遵守が必要です。
- ◆仮にこれらの課題をすべて解決し、復元が可能となっても、純粋な建築費用だけで推定500億円を超える費用が必要となります。



## この案の効果

- ◆往時の歴史的建造物が失われ、大地に遺された遺構(※)のみとなっている史跡等において、その本質的価値(※)が理解されにくく、歴史像が描かれづらい場合において、歴史的建造物群を適切に復元等することは、国民が文化財の価値を享受することにつながるといわれています。
- ◆学術的価値の高い真実性と完全性を持った「復元」であるならば、失われたものを再現する方法としては、当時あった姿を目の当たりにすることができ、臨場感があるもので、史跡の価値を補うものとして有効とされています。
- ◆効果的な再現、「復元」が適切に行われるのであれば、歴史と文化を生かした地域づくりに期待ができ、国民の誇りや観光資源としての魅力向上につながり、文化財の積極的な活用(※)につながるとされています。

※「遺構」とは、人類によって大地に刻まれたり、造られたりした営みの痕跡をいいます。

※「本質的価値」とは、遺跡自身が持っている歴史的価値のことで、当時の歴史を語らせることができる唯一無二の物証のことをいいます。

※ここでいう「活用」とは、文化財が持つ本質的価値を広く、国民に享受することと、そのことによる様々な付加価値のことをいいます。

## この案が採用された場合の今後の取り組み

- ◆安土城「天主」復元については、滋賀県として昭和初期より取り組み始め、戦前、昭和30年代、昭和50年代、平成元年と数度に亘り続けてきました。
- ◆いずれも、その時代の課題を追及し取り組んできましたが、現状では大きな進展を遂げられていないのが現状です。
- ◆確実な史料が発見され、天主の復元案が学術的に一本化され認知されるなど、復元に当たっての問題解決ができるまで「復元」の要件を満たすことができませんので、安土城築城450年の令和8年度に実現できる見通しは立っていません。そのため、引き続き「幻の安土城」復元に向けて、あきらめずに夢を追い続けていくこととし、さらに年数をかけ課題解決に向けた調査・研究を続けていくこととなります。

## 第2案 史跡等における歴史的建造物として「復元的整備」をする案

### 【定義】

「今は失われて原位置に存在しないが、史跡等の保存活用計画又は整備基本計画において当該史跡等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代の建築物その他の工作物を遺跡の直上にいずれかにより再現する行為を「歴史的建造物の復元的整備」という。

- ア. 史跡等の本質的価値の理解促進など、史跡等の利活用の観点から、規模、材料、内部・外部の意匠・構造等の一部を変更して再現することで、史跡等全体の保存及び活用を推進する行為
- イ. 往時の歴史的建造物の規模、材料、内部・外部の意匠・構造等の一部について、学術的な調査を尽くしても史資料が十分に揃わない場合に、それらを多角的に検証して再現することで、史跡等全体の保存及び活用を推進する行為（「基準」）

### 【基準】

- ◆文化庁が示している「基準」については参考資料3をご参照ください。

### 【進め方】

- ◆「復元的整備」が適当であるか否かを、個別案件ごとの具体的な復元整備の計画設計の内容が記載された資料に基づいて、国が総合的に判断するため、進め方としては「復元」案と同じになります。

### 案に対する課題

#### ◆文化庁が示す「定義」に対する課題

- ・「ア」については、「復元」案が作成できるが、利活用の為、一部を変更して整備する方法です。  
☞安土城の場合、そもそも「復元」そのものがない現状にあり、復元案から一部を変更して「復元的整備」を実施することは現状ではできません。
- ・「イ」については、「規模、材料、内部・外部の意匠・構造等の一部について、学術的な調査を尽くしても史資料が十分に揃わない場合」とされているものです。  
☞安土城の場合、規模、材料、内部・外部の意匠・構造等が一部ではなく、ほぼ総てが学術的な調査を尽くしても史資料が十分に揃わない状況にあるため、「復元的整備」をすることはできません。

#### ◆文化庁が示す「復元的整備の基準」（「復元」基準を準用）について（摘要の可否については別表参照）

##### 《 基本的事項 》について

- ・「復元」のI.2.(1)と同じ基準になります。
- ☞「復元」の時と同じになります。

## 《 配慮事項 》について

- ・「復元」の(3)と同じ基準になります。  
☞「復元」の時と同じになります

## 《 (1)手順 》について

- ・「ア」については、「復元」の場合の、「基本的事項 エ」と同じ内容となっています。  
☞「復元」の時と同じになります。
- ・「イ」については、「復元」の場合の、「基本的事項 イ」と同じ内容となっています。  
☞「復元」の時と同じになります。
- ・「ウ」については、「考古、文献や建造物などの分野の専門家も含め、具体的な規模・構造・形式等を多角的に検証・実施できる体制を整備し、検討を行い関係者間において合意形成がされること」とされています。  
☞安土城の場合、体制の整備は可能ですが、復元に足る資料が無い状況では合意形成できるだけの検討ができないと考えられます。
- ・「エ」については、「規模・構造・形式等や材料・工法を検証し、それを採用しない部分については、史跡等の理解促進や史跡等の保存・活用の比較衡量すること」とされています。  
☞安土城の場合、基本となる「復元」が不可能なため、利活用のために復元を採用しない部分との比較衡量はできないのが現状です。

## 《 (2)留意事項 》について

- ・「ア～エ」については、「一部構造を変更した構造について、その旨を明記する事」、「再現に当たって採用した意匠・構造について、その経緯及び考証を明示する事」、「付加する便益施設は重要箇所を避けるなど配慮すること」、「実施について文化庁に報告を行うこと」とされています。  
☞安土城の場合、何れも「復元的整備」が可能となれば満たすことができます。

## この案の効果

- ◆「復元」ではできない便益施設やバリアフリーなどの機能を付加することができ、利活用の観点から有効です。
- ◆わからない一部の部分を補うことにより、復元に近づけることができるため、史跡の本質的価値を位置付けることができます。

## この案が採用された場合の今後の取り組み

- ◆「復元」案があることが前提となるため、「復元」の場合と同じとなります。

## 第3案 現地(史跡地)以外の場所に、「再現」する案

### 【説明】

史跡地以外の土地で、「再現」(※)を行うものです。戦前から、広く数多く行われているもので、現存天守12城以外で、一般的によく知られている「天守」と呼ばれる近代建造物(「模擬天守」と呼ばれています)がこれに当たります。

現在、全国に200件近く存在します。城跡の中に立つものもあれば、城とは関係なく、城跡以外の場所に建つものも数多くあります。

コンクリートで造られているものがほぼ全てで、機能としては、展望台、郷土資料館で、観光施設、娯楽施設などが多く認められます。また民間建設では、旅館や商業施設などが「天守」として建設されています。

これらは、まちのシンボル、経済効果・観光振興等を目的としたものです。

※ 「再現」とは「復元」、「復元的整備」をはじめ、その他の再現をも含めた総称のことで、「復元」、「復元的整備」以外の物を「その他の再現」とし、「意匠・形態が全く分からないもの」、「調査により意匠・形態に関する史資料発見の可能性があるにもかかわらず、その作業が明らかに不十分なもの」などを、史跡全体の価値の理解に資さない再現とし「適切とはいえない再現」としています。

### 案に対する課題

- ◆文化財の保護・保存と活用として検討することではないため、建築の主体、出資者など、新たな担い手に委ねる必要があります。
- ◆文化財的価値は無いため、安土城の価値としては誤解を招き易いというマイナス面があります。

### この案の効果

- ◆文化財的な課題はなく、学術的完成度、再現する場所、意匠、材質等を問われることはありませんので、自由な場所に、内観・外観共に自由な形で再現・表現できます。自由度があり活用し易いという利点があります。木造でも、コンクリート造りでも、様々な天主復元案を一つの形として表現することができます。
- ◆再現により、まちづくりや、観光振興、経済活性化を図ることができます。

### この案が採用された場合の今後の取り組み

- ◆県は、行政として取り組むことができる範疇を明確にして、必要に応じた協力等を検討していくこととなります。

## 第4案 デジタル技術を応用し「再現」する案

### 【説明】

最先端技術を応用し、デジタルを使い様々な形で「再現」します。現地では、具現化しない遺構や当時の景観を、デジタルで復元し、タブレットやスマートフォンを用いたAR(※)による復元やQRコード(※)による多言語化(※)によるテキスト情報の提供を行います。

別途、VR(※)やMR(※)などの技術を導入した空間を作るなどして3次元デジタルを利用したよりリアルな再現も可能です。新たなソフトを開発、デジタル専用の施設の設置などデジタル復元構想のようなものを策定するなどし、民間の活力の導入などが検討できます。

※ARとは「Augmented Reality」の略で「現実世界に仮想物を付加する拡張現実」をいいます。

今見ることができない発掘調査の状況や復元などを、現地とCG(computer Graphic)を重ねて見せます。

※QRコードとは、「Quick Response」の略で、マトリックス型の二次元コードを携帯等で読み込むことに依り、情報が得られる仕組みの事です。

※多言語化とは、一つのソフトで複数の言語を扱うことができる仕組みのことをいいます。

※VRとは「Virtual Reality」の略で「仮想現実の視覚的体験」をいいます。CGで作られた仮想現実を視覚的に体験することです。

※MRとは「Mixed Reality」の略で「総合的な仮想空間を作り実際に体験する仕組みの事」をいいます。

建物内部での仮想空間やゴーグルによる3次元空間などによる復元体験となります。

### 案に対する課題

- ◆技術革新が日進月歩で、機器の更新、データの更新を頻繁に行わなければなりません。

### この案の効果

- ◆デジタル技術を駆使し、バーチャルに復元された中で、安土城の様々な価値に触れながら、大人から子どもまで楽しめるエンターテイメント性のあるものとして判り易い情報伝達ができます。
- ◆実物復元に課題の多いもの、具現化することが難しいものなどに対して、様々な形で実験的に応用ができ、復元案の検討や安土城の情報を発信することができます。
- ◆データの再現、復元、訂正が容易で新しい情報を公開続けることが可能です。
- ◆遺跡に直接手を加えるものでないため、特別史跡としての本質的価値を構成する遺構に影響を与えることがなく、史跡の保護をはかることができます。

### この案が採用された場合の今後の取り組み

- ◆デジタル復元やネットワーク構想等を策定し、ソフトを開発し、実現に向けた取り組みを進めていきます。

## 《参考資料》

### 1 文化財保護法(抜粋)

#### 法第1条(この法律の目的)

「この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

#### 法第3条(政府および地方公共団体の任務)

「政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

#### 法第4条(国民、所有者の心得)

- 「一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。
- 2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。
  - 3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当たって関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。」

#### 法第125条(現状変更等の制限及び現状回復)

「史跡名勝天然記念物に関してその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為は、文化庁長官の許可を受けなければならない。」

現状変更申請については、国の文化審議会において諮問され許可・不許可が決定される。ちなみに指定解除は、遺跡が遺失・滅した時のみとなります。

### 2 世界憲章等(概説)

#### ヴェニス憲章「記念建造物及び遺跡の保全と修復のための国際憲章」(1965)

記念建造物の修復についての厳格な基本原則を定めていて、復元または再建をきびしく戒めていて、推測に基づく修復・復元を行うことは記念建造物の本質的価値を損ね、次世代への価値の伝達に大きな疑義が生じるため、復元は否定されています。

#### 世界遺産条約「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(1972)

登録に当たって、復元又は再建されたものは基本的に許容しないとしており、意匠、材料、技術、位置・環境、などに対して、真実性と完全性を厳格に求めています。

#### ローザンヌ憲章「考古学的遺跡の管理・運営に関する国際憲章」(1990)

遺跡をもとに当時の建造物群および構造物等の姿を実態的に示すことは、実験的な研究と遺跡の解釈を三次元的に示すことであるが、その精度を確保するためにあらゆる得られる証拠を復元に反映させることが必要としています。記念物の本質的価値や遺跡に直接的影響を及ぼすもの、遺構の重要な痕跡を失う危険のあるものは許容しないと、真実性を達成すべきで、遺構に直接復元してはいけななどとされています。

### 3 史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準 (令和2年4月17日文化審議会文化財分科会決定)

史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準について、以下のとおり定める。

#### I. 復元

##### 1. 定義

「歴史的建造物の復元」とは、今は失われて原位置に存在しないが、史跡等の保存活用計画又は整備基本計画において当該史跡等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代の建築物その他の工作物の遺跡（主として遺構。以下「遺跡」という。）に基づき、当時の規模（桁行・梁行等）・構造（基礎・屋根等）・形式（壁・窓等）等により、遺跡の直上に当該建築物その他の工作物を再現する行為をいう。

##### 2. 基準

歴史的建造物の復元が適当であるか否かは、具体的な復元の計画・設計の内容が次の各項目に合致するか否かにより、総合的に判断することとする。

###### (1) 基本的事項

- ア. 当該史跡等の本質的価値の理解にとって有意義であること。
- イ. 当該史跡等の本質的価値を理解する上で不可欠の遺跡の保存に十分配慮したものであること。
- ウ. 復元以外の整備手法との比較衡量の結果、国民の当該史跡等の理解・活用にとって適切かつ積極的意味をもつと考えられること。
- エ. 保存活用計画又は整備基本計画において、当該史跡等の保存管理・整備活用に関する総合的な方向性が示され、歴史的建造物の復元について下記の観点から整理されていること。
  - ① 復元の対象とする歴史的建造物の遺跡が史跡等の本質的価値を構成する要素として特定されていること。
  - ② 当該史跡等の歴史的・自然的な風致・景観との整合性が示されていること
  - ③ 復元後の管理の方針・方法が示されていること

###### (2) 技術的事項

- ア. 当該史跡等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代における史資料の作成・残存状況等も踏まえ、次の各項目の資料により、復元する歴史的建造物が遺跡の位置・規模・構造・形式等について十分な根拠をもち、復元後の歴史的建造物が規模・構造・形式等において高い蓋然性をもつこと。
  - ① 発掘調査等による当該歴史的建造物の遺跡に関する資料等
  - ② 歴史的建造物が別位置に移築され現存している場合における当該建造物の調査料
  - ③ 歴史的建造物が失われる前の調査・修理に係る報告書・資料等
  - ④ 歴史的建造物の指図・絵画・写真・模型・記録等で、精度が高く良質の資料（歴史的建造物が失われた時代・経緯等によって、復元に求めるべき資料の精度・質に違いがあることを考慮することが必要）
  - ⑤ 歴史的建造物の構造・形式等の蓋然性を高める上で有効な現存する同時期・同種の建造物、又は現存しない同時期・同種の建造物の指図・絵画・写真・模型・記録等の資料
- イ. 原則として、復元に用いる材料・工法は同時代のものを踏襲し、かつ当該史跡等の所在する地方の特性等を反映していること。

###### (3) 配慮事項

- ア. 歴史的建造物の構造及び設置後の管理の観点から、防災上の安全性を確保すること。
  - ※防火対策については「国宝・重要文化財（建築物）等の防火対策ガイドライン」に基づいて対策を講じること
- イ. 復元のための調査の内容、復元の根拠、経緯等を報告書により公開するとともに、その概要を復元後の歴史的建造物の内部又はその周辺に掲出し、それぞれについて文化庁に報告すること。特に復元に係る調査研究の過程で複数の案があった場合には、他の案の内容、当該案の選択に係る検討の内容、復元の内容等を必ず記録に残し、正確な情報提供に支障が生じないようにすること。

## II. 復元的整備

### 1. 定義

今は失われて原位置に存在しないが、史跡等の保存活用計画又は整備基本計画において当該史跡等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代の建築物その他の工作物を遺跡の直上に次のいずれかにより再現する行為を「歴史的建造物の復元的整備」という。

- ア. 史跡等の本質的価値の理解促進など、史跡等の利活用の観点等から、規模、材料、内部・外部の意匠・構造等の一部を変更して再現することで、史跡等全体の保存及び活用を推進する行為
- イ. 往時の歴史的建造物の規模、材料、内部・外部の意匠・構造等の一部について、学術的な調査を尽くしても史資料が十分に揃わない場合に、それらを多角的に検証して再現することで、史跡等全体の保存及び活用を推進する行為

### 2. 基準

「歴史的建造物の復元的整備」は、I. 2. (1)の基本的事項及び(3)の配慮事項を準用するほか、以下の手順及び留意事項を遵守しながら行い、史跡等の保存及び活用に寄与するものであると認められるものでなければならない。

#### (1) 手順

ア. 保存活用計画又は整備基本計画において、当該史跡等の保存管理・整備活用に関する総合的な方向性が示され、歴史的建造物の復元的整備について以下の観点から整理されていること。

- ① 復元的整備の対象とする歴史的建造物が史跡等の本質的価値を構成する要素として特定されていること
- ② 史跡等の本質的価値の理解促進を含む復元的整備の目的及び効果が合理的かつ史跡全体の保存・活用の推進に寄与するものであり、それらが明確に示されていること
- ③ ②の目的及び効果を実現するための具体的な復元的整備案が示されていること
- ④ 当該史跡等の歴史的・自然的な風致・景観との整合性が示されていること
- ⑤ 復元的整備後の管理の方針・方法及び活用方策が示されており、②の目的及び効果と整合がとれていること

イ. 当該史跡等の本質的価値を理解するうえで不可欠の遺跡の保存に十分配慮したものであること

ウ. 復元的整備を行う歴史的建造物について、考古、文献や建造物などの分野の専門家も含め、具体的な規模・構造・形式等を多角的に検証・実施できる体制を整備し、検討を行い、関係者間において合意が形成されていること

エ. I. 2. (2) 技術的事項に沿って往時の規模・構造・形式等や材料・工法を検証し、それを採用しない部分については、史跡等の理解促進や史跡等の保存・活用の効果と比較衡量すること

#### (2) 留意事項

ア. 往時の意匠・構造等が不明確な部分や利活用の観点から一部構造等を変更した構造部については、その旨を明示すること

イ. 往時の意匠・構造等が不明確な部分や利活用の観点から一部構造等を変更した部分については、再現に当たって採用した意匠・構造について、その経緯及び考証を明示すること

ウ. 復元的整備を行う歴史的建造物は、史跡等の学術的な理解の促進に資するものであることから、復元的整備された歴史的建造物に付加する便施設については、その機能や面積に応じて重要箇所（例えば、城跡における本丸等枢要箇所）を避けるなど配慮すること

エ. 復元的整備後には、ア. 又はイ. の実施について文化庁に報告を行うとともに、継続的に復元的整備の効果を検証し、報告を行うこと

## III. その他

地方指定や未指定の遺跡等において、歴史的建造物の再現を行う場合についても、本基準を参酌しつつ、史跡等における歴史的建造物の復元の取扱いに関する専門委員会の指導・助言を受けることができる